

ケース&確認書類で学ぶ

相続手続き

ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

八木正宣 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 10 相続人に後見人がいるケース

遺産分割で当店の預金を受け継ぐ相続人の代理で、後見人を名乗る方が相続預金の払戻しに来店されました。遺産分割協議書の提出を受けたのですが、どんな点を確認すればよいでしょうか。



相続人

相続人の中の1人が認知症等で判断能力を失っていることにも、相続の権利を有していることにも変わりはないことから、その人を除いて遺産分割協議を行うことはできません。しかし、その人は単独で遺産分割協議に参加することができないため、後見・保佐・補助の制度を利用することがあります。

後見・保佐・補助の制度は、法定後見制度であり、認知症など精神上的障害により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てて、その人を援助する後見人（書類上は成年後見人と表記）・保佐人・補助

人を選任するものです。個別の事情に応じて、後見、保佐あるいは補助の制度が決まります。

①後見

判断能力を欠く常況にある者を保護するための制度で、ほとんど自分では判断できない人を対象としています。後見人は本人の財産に関する法律行為を本人に代わって行うこととなります。遺産分割協議は、後見人が本人を代理して参加します。

②保佐

判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。日常生活上の法律行為は本人が単独で行えますが、遺産分割協議を含む一定の重要事項は保佐人の同意が必要です。遺産分割協議は本人が参加し、決定した内容に保佐人が同意を与える形になります。

なお、遺産分割協議を代理する権利を保佐人に付与していることがありますが、この場合、保佐人が本人に代わって遺産分割協議に参加します。

③補助

判断能力が不十分な人を保護・支援するための制度で、大体のことは自分で判断できるが一部の行為に援助が必要な人が対象です。補助人は遺産分割協議に関し当然に同意権・代理権を持つことにはないので、これらの権限を有するには家庭裁判所の審判が必要です。遺産分割協議について補助人に同意権がある場合は決定内容に補助人の同意が必要であり、代理権がある場合は補助人が代わりに参加します。

登記事項証明書の提出を受け内容を認める

相続預金の払戻手続きにおいて、遺産分割協議書を提出された場合、遺産分割協議書に記載された預金や承継する人の存在、相続人全員の署名押印などを確認することになります。

ただし、今回のケースのように相続預金を承継する相続人に後見人が選任されている場合、正当な後見人が代理して遺産分割協議に参加し成立していることも確認す

る必要があります。確認の際にはいくつか留意すべき点があります。具体的には、後見の事実（権限）を確認するため、登記事項証明書（サンプル1）を受け取りま

す。登記事項証明書は一定の行為を行う権限を証明するもので、後見の場合、家庭裁判所の後見開始の決定や、被後見人・後見人の氏名・住所等が記載されています。

その内容と遺産分割協議書（サンプル2）を突き合わせて、被後見人と相続預金を承継する相続人が一致していること、後見人が一致していることを確認します。な

お、被後見人である相続人は署名押印の必要はなく後見人は署名押印が必要です。ちなみに、被後見人と後見人がいずれも相続人の場合は、遺産分割協議において利益相反の関係になるため、家庭裁判所に申し立てて特別代理人を選任してもらう必要があります。

サンプル1 登記事項証明書

登記事項証明書

後見開始の裁判
 【裁判所】〇〇家庭裁判所
 【事件の表示】平成30年（家）第××××号
 【裁判の確定日】平成30年〇月〇日
 【登記年月日】平成30年〇月〇日
 【登記番号】第2018-××××号

成年被後見人
 【氏名】近代花子
 【生年月日】昭和18年12月29日
 【住所】東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号
 【本籍】東京都中野区東中野〇丁目〇番地

成年後見人
 【氏名】後野司朗
 【住所】東京都渋谷区渋谷〇丁目〇番〇号
 【選任の裁判確定日】平成30年〇月〇日
 【登記年月日】平成30年〇月〇日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。
 平成30年〇月〇日
 東京法務局 登記官 法務太郎印

当然に遺産分割について代理権がある後見人が開始している事実を確認

被後見人の氏名・住所等を確認

後見人の氏名・住所等を確認

サンプル2 遺産分割協議書の署名欄

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

平成30年〇月〇日

東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号 相続人 近代花子

上記 成年後見人
 東京都渋谷区渋谷〇丁目〇番〇号 後野司朗印

東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号 相続人 近代一郎印

後見人が代理をするため押印は不要

登記事項証明書と突き合わせて被後見人が一致することを確認

登記事項証明書と突き合わせて後見人が一致することを確認

POINT

●登記事項証明書で後見の事実（権限）を確認し、遺産分割協議書と突き合わせる

●遺産分割協議書で後見人の署名押印があることを確認する



この場合の相続預金の手続きでは、家庭裁判所が交付する審判書と添付される遺産分割協議書案が必要で、提出を受けて、特別代理人が家庭裁判所の決定により選任されたことや、その特別代理人が遺産分割協議に参加して成立したことを確認しましょう。